

競技運営委員会運営要項

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪府クラブバレーボール連盟規約(以下「規約」という。)第27条の規定に基づき企画委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業 務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項並びに理事会から付託された事項について、審議する。

- (1) 競技会開催要項に関すること。
- (2) 競技規則に関すること。
- (3) 大会の役員構成に関すること。
- (4) 組み合わせにシードが必要なときのその方法に関すること。
- (5) 各競技会への推薦チームの決定に関すること。
- (6) その他、競技の運営に必要なこと。

2 議決事項は、出席委員の過半数の同意を必要とする。
賛否同数の場合には、議長がこれを決定する。

(委 員)

第3条 委員会は、理事長、副理事長、総務部長、競技運営部長、並びに総務、経理、競技、審判、指導・普及の各委員長をもって構成する。

2 委員会には、次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 若干名 委 員 若干名

3 委員長は、競技運営部長が務める。

委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、総務部長及び総務委員長、競技委員長が務める。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を代行する。

5 委員会は、必要に応じて大阪府クラブバレーボール連盟の役員又は学識経験者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は、規約に定められた期間とし、任期が満了したとき及び任期が満了するまでの間に職を辞したときは失職する。

2 委員に欠員が生じたときは、委員を補充することができる。この場合の後任委員の任期は、前任委員の残存期間とする。

(附 則)

第5条 大阪府クラブバレーボール連盟の理事会は、委員会の審議を尊重しなければならない。

第6条 この規程は、平成13年3月6日から施行する。

(平成15年3月8日一部改正)

(平成18年3月5日一部改正)